

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 8 月 28 日 (金曜日)

定期 第 135 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 二五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三―一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ		
○規則		神奈川県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 (警察・暴力団対策課)	491
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康医療・薬務課)	487	○公告	
○告示		特定非営利活動法人の設立の認証申請 (政策・NPO協働推進課)	491
県議会定例会の招集 (政策・総務室)	487	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO協働推進課)	492
神奈川県産業廃棄物処理実績調査の実施 (環境農政・資源循環推進課)	487	地籍調査の成果の認証 (5件) (県土整備・技術管理課)	492
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	488	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	493
神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の一部改正 (県土整備・都市整備課)	488	開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	493
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	488	○入札公告	
○監査委員公表		一般競争入札の実施 (警察・浦賀警察署)	493
監査の結果により講じた措置について (2件)	488	特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・財務課)	494
○公安委員会規則			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 69 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (昭和 39 年神奈川県規則第 154 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号中「第 9 項」を「第 13 項」に改め、同条第 12 号中「第 14 条第 10 項」を「第 14 条第 14 項」に改め、同条第 25 号中「第 2 項」を「第 3 項」に、「採る」を「とる」に改め、同条第 30 号及び第 37 号中「採る」を「とる」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 345 号

令和 2 年 9 月 7 日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

令和 2 年 8 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第 346 号

神奈川県統計調査条例 (平成 20 年神奈川県条例第 54 号) に基づき、神奈川県産業廃棄物処理実績調査を次のとおり実施する。

令和 2 年 8 月 28 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 調査目的
神奈川県内の産業廃棄物処分業者における産業廃棄物の処理状況を調査することにより、資源循環及び適正処理の推進に向けた施策立案及び進捗管理に活用することを目的とする。
- 調査範囲
産業廃棄物の処分業の許可を、神奈川県知事、横浜市長、川崎市長、相模原市長又は横須賀市長から受けた全事業者
- 調査事項
 - 廃棄物の発生場所の都道府県 (神奈川県内は横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及びこれら以外の市町村の区分) ごとの廃棄物種類別受入量
 - 年間の処理量及び中間処理後の残渣量
- 調査方法
県が郵送する調査票又はインターネット上に公開する調査票を用い、回答者の自計申告により行う。
- 調査期間

この公報は再生紙を使用しています

令和 2 年 9 月 1 日から同月 30 日まで

神奈川県告示第 347 号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第 580 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表社会福祉法人親善福祉協会国際親善総合病院の項及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会湘南平塚病院の項を削り、同表に次のように加える。

社会福祉法人親善福祉協会国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡 1-28 の 1	令和 2 年 7 月 6 日から 令和 5 年 7 月 5 日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会湘南平塚病院	平塚市宮松町 18 の 1	令和 2 年 8 月 24 日から 令和 5 年 8 月 23 日まで

神奈川県告示第 348 号

神奈川県屋外広告物条例による地域の指定（昭和 53 年神奈川県告示第 751 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 2 条第 1 項の許可を受け、又は同条例第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の 2(3)に定める地域（伊勢原ジャンクションから伊勢原大山インターチェンジまでの区間に係る部分に限る。）に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して 9 年間は、なお従前の例による。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2(3)中「伊勢原ジャンクションまで」を「伊勢原大山インターチェンジまで」に改める。

神奈川県告示第 349 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、令和 2 年 8 月 28 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
藤沢厚木
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
厚木市元町 2, 144 番 6 から	旧	8.3 メートルから	5 メートル
同 2, 144 番 4 まで		12.6 メートルまで	
同	新	同	同

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 15 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 梅 沢 裕 之
 同 小 野 寺 慎 一 郎

1 措置の対象となつた監査の結果

令和 2 年 6 月 26 日（神奈川県公報号外第 41 号）神奈川県監査委員公表第 11 号で公表した不適切事項が認められた 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立瀬谷養護学校	令和 2 年 1 月 15 日 (令和元年 9 月 11 日)	(不適切事項) 財産管理事務において、ガス管敷	不適切事項については、関係規程の理解や所属として

職員調査)	<p>設に係る教育財産の目的外使用許可について、使用料を免除とした当初の許可内容の誤りを修正するための変更許可（許可期間：平成30年9月1日から同年12月31日まで）及びこれに続く更新許可（許可期間：平成31年1月1日から平成35年7月31日まで）に当たり、これらの許可ごとに使用料を算定し、変更許可（算定期間：平成30年9月1日から同年12月31日まで）及び更新許可における平成30年度分（算定期間：平成31年1月1日から同年3月31日まで）に係る使用料をそれぞれ100円、計200円とすべきところ、これらの期間を通算して算定した144円で許可しているものがあった。これにより、使用料1件、56円が徴収不足であった。また、更新許可について、平成30年12月26日までに許可を行うべきところ、平成31年2月26日に行っていた。</p>	<p>の進行管理が不十分であったことによるものであり、変更契約書を締結するとともに、不足分については令和2年6月25日に収入済みとなっている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財産管理事務に係る規程や知識を共有し、決裁文書に根拠規程の記載又は、写しを添付するとともに、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
-------	---	---

神奈川県監査委員公表第16号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 梅 沢 裕 之
 同 小 野 寺 慎 一 郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和 2 年 6 月 26 日（神奈川県公報号外第41号）神奈川県監査委員公表第11号で公表した不適切事項が認められた12か所に係る12事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横浜県税事務所	令和 2 年 2 月 21 日 (令和元年11月 8 日 職員調査)	<p>(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが19件、1,220,300円（本税）あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち17件、1,160,100円（本税）及び延滞金2件、3,700円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が503,653円発生していた。</p>	<p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県神奈川県税事務所	令和 2 年 4 月 27 日 (令和元年11月 7 日 職員調査)	<p>(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが11件、401,800円（本税）あった。</p> <p>その結果、上記の課税誤りのうち8件、316,600円（本税）及び延滞金1件、1,500円の返還に当たり、遅延損害金が181,020円発生していた。</p>	<p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県緑県税事務所	令和 2 年 4 月 15 日 (令和元年11月 5 日)	<p>(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税</p>	<p>不適切事項については、課税資料となる不動産登記申</p>

	職員調査)	の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが27件、2,053,700円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち26件、2,028,100円(本税)及び延滞金2件、5,400円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が853,324円発生していた。	請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県戸塚県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月11日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが22件、799,000円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り22件、799,000円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が288,019円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県川崎県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月8日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが2件、54,800円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り2件、54,800円(本税)及び延滞金1件、2,900円の返還に当たり、遅延損害金が22,299円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県高津県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月5日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが13件、1,405,700円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り13件、1,405,700円(本税)及び延滞金1件、3,300円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が670,030円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県相模原県税事務所	令和2年4月15日 (令和元年11月11日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、236,800円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り4件、236,800円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が146,305円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横須賀県税事務所	令和2年4月27日 (令和元年11月7日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、201,800円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち4件、183,500円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が55,693円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚県税事務所	令和2年4月27日 (令和元年11月12日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、148,000円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち3件、98,300円(本税)及び延滞金1件、1,500円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が31,797円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県藤沢 県税事務所	令和 2 年 4 月27日 (令和元年11月15日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが18件、2,918,400円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤りのうち16件、2,850,300円(本税)及び延滞金1件、7,000円の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が1,641,718円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田 原県税事務所	令和 2 年 4 月27日 (令和元年11月12日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、31,700円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、31,700円(本税)及び延滞金1件、1,100円の返還に当たり、遅延損害金が20,510円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木 県税事務所	令和 2 年 5 月 7 日 (令和元年11月14日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが2件、149,300円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り2件、149,300円(本税)の返還に当たり、遅延損害金又は還付加算金が23,412円発生していた。	不適切事項については、課税資料となる不動産登記申請書を法務局で収集する際に、登記情報の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たな課税資料として法務局で写真撮影した登記情報を追加するとともに、課税資料にマンション敷地の権利の種類を記載するチェック欄を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

公安委員会規則

神奈川県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月28日

神奈川県公安委員会

委員長 大 崎 哲 郎

神奈川県公安委員会規則第 7 号

神奈川県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県暴力団排除条例施行規則(平成23年神奈川県公安委員

会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の項中「第26号」を「第28号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の項の改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法第10条第 1 項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和 2 年 8 月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 2 年 8 月12日	特定非営利活動法人伊勢原お出かけ支援サブライ	小瀬村和男	伊勢原市桜台 2 丁目14番15号	この法人は、広く一般市民、特に高齢者等の外出時に公共交通機関の利用が不自由と考える人々に対して福祉有償運送事業を行い、ドアツードアでの移送サービスを実施することで地域におけるミニサロンや老人会での交流を促進し、安心、安全、安価で明るい豊かな日常生活を送れるよう地域社会の形成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
令和 2 年 8 月18日	特定非営利活動法人日本ーアフリカ森林資源・産業・文化を	鳴尾 真二	鎌倉市城廻100番地79	この法人は、エチオピア、及びアフリカ諸国に対して、森林資源を活用した経済交流、産業振興、文化創造、人材育成に関する事業を行い、持続可能な循環型社会

育てる会 | | | | | の形成・発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年8月11日	特定非営利活動法人外国人材協会（現在の名称は、特定非営利活動法人日本未来フォーラムという。）	大木 敏晴	横浜市青葉区黒須田32-11シンフォニーあざみ野102	この法人は、我が国で働く外国人材のさまざまな悩みや相談に応じ、関係機関等と連携し、これらの諸問題について解決に努め、会員相互の協力により、幅広い分野で調査研究し、不特定多数の市民・団体等へ啓蒙活動を行う。また、独立・非営利としての特性を生かし、これら諸問題に関わる政策を広く提言していくことで、我が国の公益増進並びに外国人材の就労生活環境の向上に寄与することを目的とする。

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
川崎市
- 2 調査を行った時期
平成29年5月29日から平成30年3月31日まで
- 3 成果の名称
川崎市多摩区長沢一丁目、長沢二丁目及び長沢三丁目の各一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
川崎市多摩区長沢一丁目、長沢二丁目及び長沢三丁目の各一部
- 5 認証年月日
令和2年8月19日

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
藤沢市
- 2 調査を行った時期
平成27年6月8日から平成29年3月31日まで
- 3 成果の名称
藤沢市藤沢二丁目、藤沢三丁目及び藤沢字花ノ木の各一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
藤沢市藤沢二丁目、藤沢三丁目及び藤沢字花ノ木の各一部
- 5 認証年月日
令和2年8月19日

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
藤沢市
- 2 調査を行った時期
平成27年6月8日から平成29年3月31日まで
- 3 成果の名称
藤沢市藤沢四丁目及び本藤沢一丁目の各一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
藤沢市藤沢四丁目及び本藤沢一丁目の各一部
- 5 認証年月日
令和2年8月19日

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和2年8月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
海老名市
- 2 調査を行った時期
平成22年7月26日から平成24年3月15日まで
- 3 成果の名称
海老名市柏ヶ谷の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
海老名市柏ヶ谷の一部
- 5 認証年月日
令和2年8月19日

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称
開成町
- 2 調査を行った時期
平成30年 5 月 7 日から令和元年12月26日まで
- 3 成果の名称
足柄上郡開成町大字吉田島の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
足柄上郡開成町大字吉田島の一部
- 5 認証年月日
令和 2 年 8 月 19 日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町角田字下小沢4,641の1ほか8筆
開発区域の面積	1,224.71平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市旭町1-24の3
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アールアサオカ 代表取締役 浅岡 國芳
開発許可年月日及び許可番号	令和元年11月20日 神奈川県指令厚土第610008号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県西土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市三竹字谷戸庭289の1ほか2筆の各一部及び289の7ほか2筆
開発区域の面積	408.50平方メートル
開発許可を受けた者の住所	南足柄市沼田394の3 オークレイコート I 104
開発許可を受けた者の氏名	杉山 正和
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 1 月 31 日 神奈川県指令西土第610034号

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付けを行います。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県浦賀警察署長 正 野 正 樹

- 1 入札内容
 - (1) 件名
自動販売機設置場所の貸付け (2 件)
 - (2) 貸付期間
令和 2 年 10 月 16 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
 - (3) 物件内容
 - ア 物件番号 1
施設名称 神奈川県浦賀警察署
所在地 横須賀市久里浜 1-18 の 1
設置場所 車庫棟 1 階 13 番駐車枠
種類 飲料 (缶・ペットボトル等)
貸付面積 1.540 平方メートル
設置台数 1 台
 - イ 物件番号 2
施設名称 神奈川県浦賀警察署
所在地 横須賀市久里浜 1-18 の 1
設置場所 庁舎棟 3 階食堂内
種類 飲料 (缶・ペットボトル等)
貸付面積 1.540 平方メートル
設置台数 1 台
- 2 入札参加資格
次のいずれにも該当しない者とします。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き 3 年以上営んでいない者
 - (3) 県税を完納していない者
 - (4) 県内に事業所を有しない者
 - (5) 仕様書に示す内容を履行できない者
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札及び開札の日時
令和 2 年 9 月 29 日(火)午後 1 時 40 分
 - (2) 入札及び開札の場所
横須賀市浦賀 5-1 の 1 神奈川県浦賀警察署 3 階講堂
- 4 入札説明書の配布の日時及び場所
 - (1) 配布の日時
令和 2 年 8 月 28 日(金)から 9 月 4 日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 配布の場所
神奈川県浦賀警察署会計課
- 5 入札保証金
免除
- 6 入札の無効
入札に参加することができない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。
- 7 その他
 - (1) 詳細は、入札説明書によります。

- (2) 本件入札は、現在建築中の神奈川県浦賀警察署新庁舎における自動販売機設置場所の貸付けに係る入札です。
- (3) 入札及び開札は、神奈川県浦賀警察署現庁舎において実施します。
- 8 問合せ先
横須賀市浦賀 5-1 の 1 神奈川県浦賀警察署会計課 電話
(046) 844-0110 内線230

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 2 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- (1) 購入物品の名称及び数量
特別支援学校情報教育機器 一式
- (2) 納入期限
令和 2 年 11 月 30 日及び令和 3 年 3 月 10 日 入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 納入場所
神奈川県立平塚盲学校ほか 51 か所 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理用機器材」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 2 年 9 月 23 日(水)午後 5 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属
郵便番号 231-8509 横浜市中区日本大通 33 神奈川県住宅供給公社ビル 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 予算・経理グループ 加藤 牧 電話 (045) 210-1111 内線 8109

(2) 入札説明書の交付期間

令和 2 年 8 月 28 日(金)から同年 9 月 23 日(水)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 2 年 9 月 23 日(水)午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県住宅供給公社ビル 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 予算・経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和 2 年 10 月 14 日(水)午前 8 時 30 分から同月 19 日(月)午後 5 時まで

(2) 開札日時

令和 2 年 10 月 20 日(火)午前 9 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 2 年 10 月 19 日(月)午後 5 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased :
Personal computers for Kanagawa Prefectural Hiratsuka School for the Deaf and 51 other Schools for Children with Disabilities
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., October 19, 2020

(3) Contact point for the notice : Financial Affairs Division,
Administration Department, Kanagawa Prefectural Education
Bureau, Nihon-Odori 33, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-
ken, 231-8509 Japan, Tel (045) 210-1111 ext.8109